株式会社 CINC
定款

平成２６年3月1日 作 成
令和７年1月29日 改 訂

第１章 総 則

（商 号）

第1条　当会社は、株式会社 CINC と称し、英文では CINC Corp.と表示する。

（目 的）

第2条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．インターネットに関する総合コンサルティング業務
２．ウェブサイトの企画、設計、開発、制作、運営及び販売
３．イラストレーション、商業デザイン、グラフィックデザイン、パッケージデザイン及びクラフトデザインの企画、制作
４．経営コンサルタント及び各種マーケティングリサーチ業務
５．ウェブツールの企画、設計、開発、運営、販売、導入支援
６．インターネットメディアの企画、設計、開発、制作、運営
７．インターネット広告の企画、制作、販売及び広告代理業
８．ビッグデータを活用したコンサルティング業務
９．顧客紹介業務
１０.労働者派遣事業及び有料職業紹介事業
１１.前各号に附帯する一切の業務

（本店の所在地）

第3条　当会社は、本店を東京都港区に置く。

（機関構成）

第4条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

１．取締役会
２．監査役
３．監査役会
４．会計監査人

（公告方法）

第5条　当会社の公告は、電子公告により行う。

２．やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に

掲載する方法により行う。

第２章 株 式

（発行可能株式総数）

第6条　当会社の発行可能株式総数は、12,000,000 株とする。

（単元株式数）

第7条　当会社の 1 単元の株式数は、100 株とする。

（単元未満株主の権利制限）

第8条　当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１）会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利

（２）取得請求権付株式の取得を請求する権利

（３）募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第9条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２．株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

３．当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規程）

第10条　株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

（基準日）

第11条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎事業年度末日とする。

２．前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権

者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第３章 株主総会

（招 集）

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から３か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

（招集権者及び議長）

第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長になる。

２．取締役社長に事故、もしくは支障があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（電子提供措置等）

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第２項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（議決権の代理行使）

第16条 株主またはその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主１人を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

（株主総会議事録）
第17条　株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第４章 取締役及び取締役会

（取締役の員数）
第18条　当会社の取締役は、７名以内とする。

（取締役の選任の方法）
第19条　当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
２．取締役の選任については、累積投票によらない。

（取締役の任期）
第20条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）
第21条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
２．取締役会は、その決議によって、取締役社長、取締役副社長、取締役専務及び取締役常務を選定することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）
第22条　取締役会は法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
２．取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）
第23条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法）

第24条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

２．当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）

第25条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第26条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第27条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２．当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第5章 監 査 役 お よ び 監 査 役 会

（監査役の員数）

第28条　当会社の監査役は、３名以内とする。

（選任方法）

第29条　監査役は、株主総会において選任する。
２．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任期）
第30条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
２．任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤監査役）
第31条　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）
第32条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

（監査役会の決議の方法）
第33条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会の議事録）
第34条　監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

（監査役会規程）
第35条　監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（報酬等）
第36条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）
第37条　当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査

役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２．当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額とする。

第 6 章 会計監査人

（会計監査人の選任）

第38条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第39条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２．会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

（事業年度）

第41条 当会社の事業年度は、毎年 11 月 1 日から翌年 10 月 31 日までとする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第42条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項の各号に定める事項については、法令に特段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）

第43条　当会社の期末配当の基準日は毎年 10 月 31 日とする。
2.　当会社の中間配当の基準日は、毎年 4 月 30 日とする。
3. 前 2 項のほか、基準日を定めて余剰金の配当を行うことができる。

（期末配当金及び中間配当金の除斥期間）
第44条　配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。
２．未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。